|  |
| --- |
|  |
| 支給対象 | **高校生年代までの国内に住所を有する児童**（18歳到達後の最初の年度末まで）**高校生年代**（令和6年度は平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの方） |
| 所得制限 | 制限**なし** |
| 支給月 | **年6回（偶数月）**※各前月までの2カ月分を支給（初回支給は令和6年12月） |
| 第3子以降の算定対象 | **22歳到達後最初の年度末まで**の子を含める※第3子以降加算カウントは**大学生年代**（令和6年度は平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの方）までの子で親などに経済的負担がある場合、算定対象となります。 |
| 手当月額 児童の年齢 | 1人あたりの月額 |
| 第1子・第2子 | 第3子以降 |
| 3歳未満 | **15,000円** | **30,000円** |
| 3歳以上～高校生年代 | **10,000円** | **30,000円** |
| 大学生年代**提出期限** | **なし**(算定児童としてカウントのみ) | **なし**(算定児童としてカウントのみ) |

児童手当の制度が令和6年１０月分（12月支給）から一部変更になります

**（1）制度改正（拡充後）の内容**

大切なお知らせ

令和６年10月15日（火）

※期限内に申請の方は12月の定期支払いとなります。

申請期限を過ぎた方は令和７年1月以降の支払いとなります。

**最終提出期限**

令和7年3月31日（月）

※最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及して支給することはできません。

申請日の翌月から支給となりますのでご注意ください。

〒989-2393

亘理町字悠里1番地

亘理町役場子ども未来課

電話0223-34-1225

**注）原則郵便でご提出ください**

受給資格者（申請者）について

・受給資格者は支給対象児童を養育する父母等のうち所得の高い方となります。

・受給資格者が亘理町以外に住民登録をしている場合は、住民登録をしている市区町村へ申請してください。

**（2）お手続きについて**

0歳から中学校修了までの児童を養育する父母等は、下記のフローチャートをご確認ください。

現在亘理町で児童手当を受給している。

※特例給付（児童1人につき月額5,000円）を受給している方も「はい」を選択してください。

※公務員の方は勤務先にお問い合わせください。

いいえ

はい

高校生年代までの児童と大学生年代の子どもを合わせて3人以上養育している。

**B**

はい

はい

手続きがあります

高校生年代の児童を養育している。

いいえ

いいえ

大学生年代の子どもがいて中学生までの児童と合わせて3人以上養育している。

高校生年代の児童分の児童手当（特例給付）をその児童が15歳の年度末に到達するまで、亘理町から受給していた。

いいえ

はい

**A**

**C**

高校生年代の児童が15歳の年度末から住民票を異動していない。

手続きがあります

手続きがあります

はい

いいえ

**A**に該当した方は**手続きが必要**です。

1. 児童手当認定請求書
2. 申請者(受給者)の本人確認書類（免許証やマイナンバーカード）の写し
3. 申請者(受給者)名義の口座がわかるもの（通帳やキャッシュカード）の写し
4. 申請者(受給者)の健康保険証
5. 別居監護申立書(高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代の子どもと別居している場合は不要)
6. 監護相当・生計費の負担についての確認書(大学生年代の子どもについて記入し提出が必要)

**B**に該当した方は**手続きが必要**です。

①児童手当額改定認定請求書

②別居監護申立書(高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要)

③監護相当・生計費の負担についての確認書(大学生年代の子どもについて記入し提出が必要)

**C**に該当した方は**手続きが必要**です。

①児童手当額改定認定請求書

②別居監護申立書(高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要)

**D**に該当した方は**手続き不要**です。

高校生年代の児童がいる場合および児童が3人以上いる場合は職権で額改定（増額）します。

※支給額が変更となる方には令和6年12月上旬に手当額改定（増額）の通知をお送りします。

**A　Ｂ Cに該当した方は、手続きが必要になりますので、該当する書類を提出してください。なお、**

**別居監護申立書には「児童の住所地から世帯全員の住民票」の添付が必要です。**

**B**

手続きがあります

手続き不要

**D**

**C**

手続きがあります

**D**

手続き不要

はい

いいえ